

お客様各位

2019年9月吉日

消費税法改正に伴う追加消費税についてのご案内

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素はご高配を賜り誠にありがとうございます。
さて、2019年10月1日（以下、「適用日」）を施行日とし、消費税法が改正されます。
国税当局などのご指導の下、消費税を算出しております。以下の通りご案内させていただきますので、ご一読いただき
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. TSRポイントの増税対象

TSRポイントは、2019年9月30日24:00時点の「残ポイント+調査中のポイント」が増税分の対象となり、消費税差額（2%）を10月ご利用分として追加請求いたします。
消費税は物品・サービスを消費すれば課税となるため、ポイントをご利用頂き、レポートを納品した時に売上計上＝消費と認識され、未使用ポイントは売上として認識されません。
未使用ポイントをご利用頂き、その売上認識の日が適用日以降であれば、消費税は10%となり、購入時にお預かりした8%に加え、2%の追加をご請求することになります。
この場合、利用の都度ではなく、適用日時点の残ポイントで計算する事になります。

〈差額消費税計算例〉

購入ポイント：1,200P（単価100円）
購入時請求額：129,600円（税込）
9/30時点残ポイント：230P + 調査中240P
消費税差額：(230P + 240P) × 100円 × 2% = 940円

2. 軽減税率対象のTSR情報

週2回以上発行しているTSR情報（下表）は、軽減税率対象となるため引き上げの**対象外**となります。
他のTSR情報については裏面『TSR商品別の消費税対応』の「継続商品」の内容を参照ください。

〈軽減税率対象〉

| 商品名 | 販売単価 | 税込価格 | 商品名 | 販売単価 | 税込価格 |
|--------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| T S R 情報全国版 | 70,000 | 75,600 | T S R 情報近畿版 | 65,000 | 70,200 |
| T S R 情報神奈川版 | 60,000 | 64,800 | T S R 情報さんよう版 | 67,000 | 72,360 |
| T S R 情報中部版 | 66,000 | 71,280 | T S R 情報九州版 | 65,000 | 70,200 |

3. 上記以外の商品

上記以外の商品につきましては、原則として販売日（納品日）における消費税率にてご請求させていただきます。
詳細につきましては、裏面『TSR商品別の消費税対応』を参照ください。

4. 請求書への表示

2019年10月以降の請求書への表示は、税率ごと（8%、10%）に表示いたします。

ご不明な点がございましたら、弊社支社店担当者または、お問合せ先までご一報いただきますようお願いいたします。

敬具

■お問い合わせ：
株式会社 東京商工リサーチ 管理本部経理部
TEL03-6910-3132 FAX03-5221-0708

『TSR商品別の消費税対応』

| 商品 | 適用について | (2019.4.1) | 適用日 (2019.10.1) |
|-----------------------------|---|-------------|-----------------------|
| TSRポイント | 2019年9月30日時点の残ポイントに消費税差額(2%)を追加請求致します。 10月1日以降検収分については、10%で請求致します。 | 8% | 2%追加徴収 10% |
| 調査基本料金 (会員・非会員含む) | 2019年10月1日以降納品分については、消費税10%で請求致します。 | 8% | 10% |
| 調査付帯料 | 2019年10月1日以降納品分については、消費税10%で請求致します。 | 8% | 10% |
| 継続商品 (T-WATCHと軽減税率対象を除く) | (経過措置適用) 2019年3月31日以前に契約し、2019年9月30日までに入金済のものは、10月1日以降も差額請求致しません。 (経過措置非適用) 2019年4月1日以降契約のものは9月30日までの8%消費税に加え、10月1日以降の納品月数を計算し、この分を10%として請求致します。 | 8% | 8% 入金 8% 10% |
| 軽減税率対象 (週2回以上発刊のTSR情報) | (消費税引き上げの対象外) | | |
| 出版物 (信用録、書籍エラベルなど) | 2019年10月1日以降納品分については、消費税10%で請求致します。 旧年度のものを販売する際も10%を請求致します。 | 8% | 10% |
| 広告 (単発・期間もの) | (2019年3月31日まで) 前払い一括請求であっても、広告掲載期間が10月1日以降分については、消費税差額(2%)を追加請求致します。(定期刊行物の経過措置は適用されません) (2019年4月1日以降) 2019年10月1日以降掲載分については、消費税10%で請求致します。 | 8% | 2%追加徴収 8% 10% |
| DB商品 | 2019年10月1日以降納品分については、消費税10%で請求致します。 | 8% | 10% |
| DB商品 (メンテナンス) | 2019年10月1日を超過する利用許諾期間についてメンテナンス料金の10%を請求致します。 但し、契約時にメンテナンス料金を一括請求し、かつ契約期間内の請求が無い場合は契約期間中は追加の消費税発生はありません。 | 8% 一括請求済 | 10% |
| tsr-van2 | 2019年10月1日以降課金発生分については、消費税10%で請求致します。 | 8% | 10% |
| CD-Eyes | 契約開始が10月1日以降分については10%で請求致します。 | 8% | 10% |